告示

○文部科学省告示第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第五項の規定に基づき、平成十六年文部科学省告示第百五十九号、平成十七年文部科学省告示第三十一号、平成十七年文部科学省告示第百二十一号、平成十九年文部科学省告示第七十号、平成十九年文部科学省告示第百三十四号、平成二十一年文部科学省告示第六十九号、平成二十二年文部科学省告示第百八十二号、平成二十三年文部科学省告示第八号及び平成二十七年文部科学省告示第九十三号で公示した次の認証評価機関から大学評価基準・評価方法等の変更の届出があったので、同法第百十条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称及び事務所の所在地	役員の氏名	評価の対象	関係告示	大学評価基準	評価方法	評価の実施体制	評価結果の公表の方法	評価の周期	評価に係る手数料の額
公益財団法人大学基準協会 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番地十三号	会長 納谷廣美 副会長 浅原利正、勝野眞吾、川口清史、佐藤東洋士、高田邦昭、吉岡知哉 理事 相原博昭、有川節夫、石川憲一、植木俊哉、鎌田薫、楠見晴重、小出忠孝、近藤倫明、佐藤和人、島本和明、清家篤、仙波憲一、田中優子、徳久剛史、永田恭介、原島文雄、平野俊夫、福田秀樹、福原紀彦、見上一幸、水野明哲、村田治、村田晃嗣、山口佳三、山崎光悦、吉澤靖之 監事 今田寛、齋藤康	大学（短期大学を除く。）の教育研究等の総合的な状況	平成十六年文部科学省告示第百五十九号	公益財団法人大学基準協会の定める「大学基準」（平成二十二年三月十二日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「大学評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「大学評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	七年以内ごと	公益財団法人大学基準協会の正会員は、一期大学あたり一二百万円とし、一学部につき二十万円に研究科あたり三百万円を加えた額と上記に乗じた額とする。 公益財団法人大学基準協会の正会員は、一期大学あたり一二百万円とし、一学部につき二十万円に研究科あたり三百万円を加えた額と上記に乗じた額とする。
		短期大学の教育研究等の総合的な状況	平成十九年文部科学省告示第七十号	公益財団法人大学基準協会「短期大学基準」（平成二十三年十一月十八日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「短期大学認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	七年以内ごと	公益財団法人大学基準協会の正会員は、一期大学あたり一二百万円とし、一学部につき二十万円に研究科あたり三百万円を加えた額と上記に乗じた額とする。 公益財団法人大学基準協会の正会員は、一期大学あたり一二百万円とし、一学部につき二十万円に研究科あたり三百万円を加えた額と上記に乗じた額とする。	
		専門職大学院のうち法科大学院の教育課程その他教育研究活動の状況	平成十九年文部科学省告示第七十号	公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院基準」（平成二十二年四月二十三日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	五年以内ごと	一研究科あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する
		専門職大学院のうち経営分野（経営管理、会計、ファイナンス、技術経営等）の教育課程その他教育研究活動の状況	平成二十年文部科学省告示第六十九号	公益財団法人大学基準協会の定める「経営系専門職大学院基準」（平成二十四年一月二十日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十六年三月十一日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十六年三月十一日改定）による	公益財団法人大学基準協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	五年以内ごと	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する